

法人・事業所編

恵庭市漁町 住居表示事業のしおり

令和7年9月27日から住所が変わります



お問合せ：恵庭市役所 生活環境部市民課 住居表示担当

☎061-1498 恵庭市京町1番地 ☎0123-33-3131(内線1122)

✉shimin@city.eniwa.hokkaido.jp

はじめに



漁町では、令和7年9月27日に住居表示事業が行われます。住居表示が行われると、会社、法人、組合（以下「会社等」という。）の住所（所在地）が変更されます。また、会社等の代表者が漁町にお住まいの場合は代表者の住所も変更されます。

そのため、商業・法人登記をはじめ、様々な住所変更手続きをしていただく必要があります。

このしおりでは、住居表示実施後に会社等が行わなければならない手続きについてご案内いたします。何かとご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

住居表示事業とは(漁町の住所の表示方法が変わります)



現在、漁町では「漁町〇〇番地」または「漁町〇〇番地〇」という、不動産登記の土地の所在地番を住所としています。しかし、地番は土地を複数に分けたり（分筆）、ひとつにまとめたり（合筆）すると変わります。そのため、昔は順序良く並んでいた地番が、長い年月の中で少しずつ変わることによって、現在では住所を特定することが困難になってしまっている場所があります。

そこで、現在の住所「漁町〇〇番地」を、「漁町〇丁目〇番〇号」という表示方法に変えるとともに、新たに順序良く番号を付け直していきます。それが「住居表示事業」です。

なお、アパートやマンションにお住まいの方の住所は「漁町〇丁目〇番〇-※号」という表示方法になります（※は部屋番号が入ります）。

現在の住所（例）

漁町450番地



新しい住所（例）

漁町1丁目16番5号

不動産登記の土地(建物)の所在が変わります



住居表示事業を実施すると、漁町が「漁町1丁目」と「漁町2丁目」に分かれます。そのため、不動産登記の土地（建物）の所在が「漁町」から「漁町1丁目」または「漁町2丁目」に変わります（地番は変わりません）。

現在の土地（建物）の所在地番（例）

漁町450番(地)



新しい土地（建物）の所在地番（例）

漁町1丁目450番(地)

今回お届けするもの



お届けするもの	内容
住居表示決定通知書	新しい住所をお知らせする通知で、旧住所から新住所に変更となったことを証する書類となります。
住居表示案内図	漁町の新しい住所を記載した図面です。
住所の表示変更お知らせ ハガキ、封筒	新しい住所を親戚・知人などにお知らせいただくためにお使いいただくハガキと封筒です。
町名表示板、 住居番号表示板	新しい住所の表示板です。出入口の門や郵便受けの近くなど、見やすい場所への貼り付けをお願いするものです。
労働保険名称、所在地等変更届	労働保険の住所変更手続きにお使いいただく届出書です。 その他の住所変更手続きに係る届出書につきましては、お手数ですがインターネットからダウンロードしてください。

※漁町に土地、家屋を所有している会社等には、別途、所在（町名）変更のお知らせを送付する予定です。

住居表示決定通知書(新しい住所のお知らせ)



新しい住所は、「住居表示決定通知書」に記載しております。様々な住所変更のお手続きにお使いいただけるよう5枚お配りします。5枚で足りない場合は、「住所の表示変更証明書」を市役所市民課で申請してください。手数料はかかりません。なお、申請できるのは9月29日(月)からです。

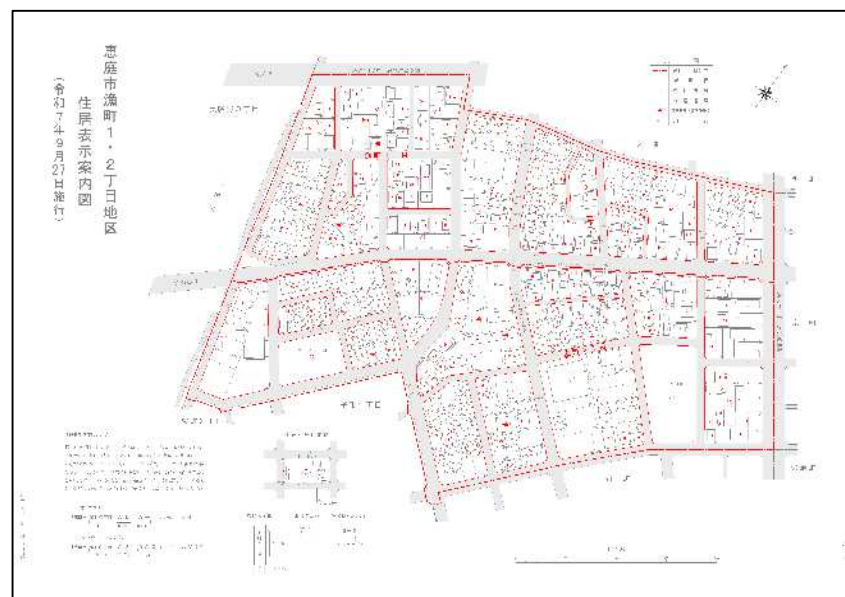
【例】

住居表示決定通知書	
住居表示に関する法律第3条第2項の規定に基づき、あなたの住所について次のとおり街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により通知します。 なお、実施日より住所が変更となりますので、実施日以降に本通知書をもって住所変更手続きをお願いします。	
氏名(世帯主)、名称又は施設の名称	●●●● 様
住所の表示	実施前 北海道恵庭市漁町△番地門
施設の場所	実施後 北海道恵庭市漁町○丁目▲番■号
住居表示の実施日(効力発生日)	令和○年○月○日
世帯主・事業所名宛となっていますが、世帯員の方々も同様の住所へ変更となります。	
令和 年 月 日	
北海道恵庭市長 原 山 裕 印	
(生活環境部市民課)	

住居表示案内図



漁町の新しい住所を記載した図面です。なお、住所は建物に付けられるものなので、空き地には住所は付きません。今後、建物を新築したり建て替えたときは、「建築物の新築届出書」を市役所市民課に提出してください。

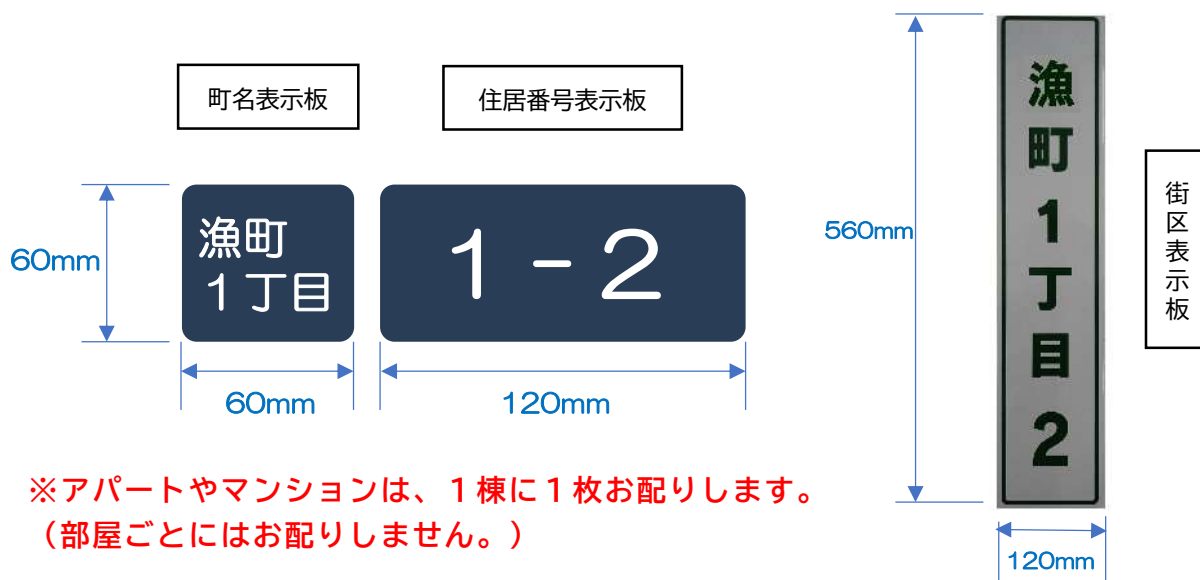


町名表示板・住居番号表示板・街区表示板



町名を表記した「町名表示板」と住居番号を表記した「住居番号表示板」をお配りします。入口付近などの見やすい場所に並べて貼り付けていただきますと、郵便物等の配達間違いを防止できます。

また、土地の区画の4つの角地に建っている会社等には、街区を表記した「街区表示板」をお配りします。こちらも建物の見やすい場所に貼り付けてください。



住所の表示変更のお知らせハガキ



新しい住所を取引先などにお知らせいただくためのハガキをお配りします。

一事業所あたり100枚をお配りします。

表面にお知らせしたい相手方の住所と名前、裏面に自社の変更前後の住所などを記入いただき、同封する封筒に入れて郵便局へ持参またはポストに投函してください。切手は不要です。

郵便番号は漁町1丁目、2丁目ともに、現在と同じく **061-1414** です。

※郵便局は、旧住所が記載された郵便物でも3年間は配達する予定です。（その他の配達業者は旧住所だと届かない可能性がありますのでご注意ください。）

住所の表示変更のお知らせ

住居表示の実施により令和〇年〇月〇日から、恵庭市漁町の住所の表示が変更されました。
下記お知り合いの方へこれから郵便物を出しの際は、必ず新住所でお書きください。
※住居表示は住所の表示変更であり、お引越しされたものではありません。

【旧住所】〒061-1414
恵庭市 漁町 _____ 番地
(_____) 方

↓

【新住所】〒061-1414
恵庭市 漁町 _____ 丁目 _____ 番 号
(_____) 方

【住所の表示変更となった方の氏名】

※同居人の方は、「何方々」までお書きください。

主な住所変更手続きについて



項目	手続き内容	手続き先 (恵庭市の管轄)
国税（法人税・消費税等）	「異動届出書」を管轄の税務署に提出してください。 ※個人事業主の方は「異動申出書」を提出してください（または次の確定申告時に新住所で申告してください）。	札幌南税務署 ☎011-555-3900
社会保険（健康保険・厚生年金）	「社会保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更届」を原則5日以内に管轄の年金事務所に提出してください。	新さっぽろ年金事務所 ☎011-892-1632
労働保険	「労働保険名称、所在地等変更届」を10日以内に管轄の労働基準監督署に提出してください。 ※二元適用事業所は管轄のハローワークに提出してください。	札幌東労働基準監督署 ☎011-894-2819
雇用保険	「雇用保険事業主事業所各種変更届」を10日以内に管轄のハローワークに提出してください。	ハローワーク千歳 ☎0123-24-2177
会社等の名義の普通自動車車検証	売却や廃車をするまでに住所変更手続きをしてください。	札幌運輸支局 ☎050-5540-2001
会社等の名義の軽自動車車検証	売却や廃車をするまでに住所変更手続きをしてください。	軽自動車検査協会 札幌主管事務所 ☎050-3816-1763

※法人の場合は、上記お手続きの前に、変更登記申請をお願いいたします。

商業・法人登記の変更登記申請について



以下に該当する場合は、商業・法人登記または土地・建物登記の変更登記申請をしていただく必要があります。

- （１）漁町に会社等の本店（主たる事務所）または支店（従たる事務所）の住所（所在地）があり、法務局に商業・法人登記している場合。
- （２）会社等の代表者の住所が漁町の場合。
- （３）漁町にある会社等の名義で、土地・建物等の不動産を所有している場合および不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合。

※所有するすべての不動産の変更手続きが必要となります。

本店が漁町にある場合(商業・法人登記)



「変更登記申請書」により、札幌法務局に申請してください。

<本店における変更登記>

①手続き先

札幌法務局

②必要書類等

ア. 変更登記申請書、(委任状)

イ. 住居表示決定通知書又は住所の表示変更証明書

ウ. 会社の実印

③期限

住居表示実施日から2週間以内

支店が漁町にある場合(商業・法人登記)



「変更登記申請書」により、本店の所在地を管轄する法務局に申請してください。

<本店における変更登記>

①手続き先

本店の所在地を管轄する法務局

②必要書類等

ア. 変更登記申請書、(委任状)

イ. 住居表示決定通知書又は住所の表示変更証明書

ウ. 会社の実印

③期限

住居表示実施日から2週間以内

※令和4年9月1日から、支店の所在地を管轄する法務局に対して、商業・法人登記申請を行う必要がなくなりました。

代表者等の住所が漁町にある場合(商業・法人登記)



「変更登記申請書」により、本店所在地を管轄する法務局に申請してください。

<本店における変更登記>

①手続き先

本店の所在地を管轄する法務局

②必要書類等

ア. 変更登記申請書、(委任状)

イ. 住居表示決定通知書又は住所の表示変更証明書

ウ. 会社の実印

③期限

住居表示実施日から2週間以内

会社等の名義の不動産がある場合(土地・建物登記)



「所有権登記名義人住所変更登記申請書」により、不動産所在地の法務局に申請してください。

※この場合、必ず、会社等の所在地の変更登記(商業・法人登記)を先に済ませてから手続きを行ってください。

※不動産に関する変更登記は、土地・建物等の所在地が漁町ではなくとも名義人住所が漁町である場合は、手続きが必要となります。

<本店における変更登記>

①手続き先

不動産の所在地を管轄する法務局

②必要書類

ア. 所有権登記名義人住所変更登記申請書、(委任状)

イ. 本店の所在地の変更登記をしたことを証する
履歴事項証明書

ウ. 代表者の資格を有する書面

③期限

期間の定めはありません